

愛知県立南陽高等学校同窓会会則

第1章 名 称

第1条 本会は愛知県立南陽高等学校同窓会と称する。

第2章 本 部

第2条 本会はその本部を愛知県立南陽高等学校内に置く。

第3章 目 的

第3条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、愛知県立南陽高等学校の発展に寄与することを目的とする

第4章 事 業

第4条 本会は次の事業を行う。

1. 総会・理事会・評議員会の開催 (60.8.25 改正)
2. ホームページの作成、改訂 (60.8.25 平成 4.2.12 令和 3.6.13 改正)
3. その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第5章 会 員

第5条 本会の会員を分け、通常会員および特別会員とする。(4.11.21 改正)

1. 通常会員——愛知県立南陽高等学校の卒業生
2. 特別会員——愛知県立南陽高等学校の現職員及び旧職員

第6章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 顧 問——若干名——会長の諮問に応じ、本会の運営に参与する。(60.8.25 追加)
2. 相 談 役——若干名——理事会の諮問に応じ、本会の運営に参与する。(6.6.18 追加)
3. 会 長——1 名——本会を代表し会務を総理する。
4. 副 会 長——若干名——会長を補佐し、会長事故あるときにはこれを代理する。
(60.8.25、平成 3.6.2、4.11.21 改正)
5. 理 事 長——1 名——理事会を統括し、その運営に当る。本部長として事務局を掌理し、本部の運営に当る。
(4.11.21 追加)
6. 副理事長——若干名——理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。うち1名は事務局長とし、本部長の名をうけ、事務局を司る。
(4.11.21 追加)
7. 理 事——若干名——理事会を構成し、その運営に当る。(60.8.25,4.11.21 改正)
8. 会 計——2 名——本会の会計に当る。
9. 監 事——2 名——本会の会計及び事業の監査に当る。(61.10.25 改正)
10. 評 議 員——若干名——理事会の諮問に応じる。(60.8.25 追加)